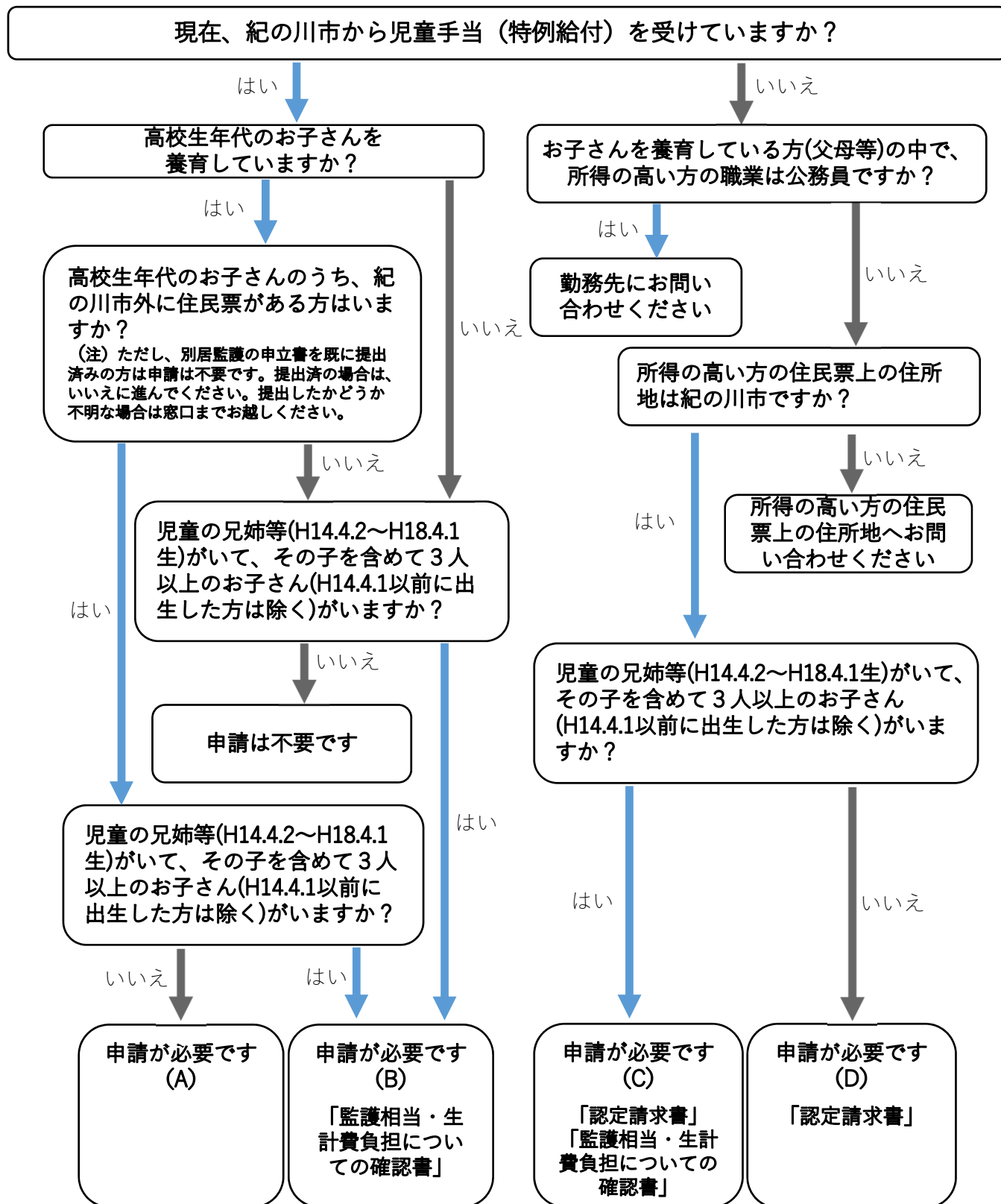


確認してください！

- ・公務員の方は、勤務先での申請となります。申請方法については、勤務先にご確認ください。
- ・公務員以外の方で、申請者（父母等）の住所地が紀の川市外の場合は、住所地での申請となります。



注 いずれの場合も請求者と児童の住所地が異なる場合は、「別居監護申立書」の提出が必要です。